



労基署便り

平成29年度 No.5
大河原労働基準監督署



◎ 平成29年労働災害発生状況（1月～7月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	H28	H29	前年比	H28	H29	前年比
製造業 計	27	24	-3	254 (2)	236	-18
食料品製造業	6	4	-2	118	93	-25
機械金属製造業	11	11	0	77	69	-8
建設業 計	19 (1)	8	-11	232 (4)	182 (2)	-50
土木工事業	8 (1)	2	-6	79 (3)	61 (2)	-18
建築工事業	9	5	-4	126 (1)	95	-31
その他の建設	2	1	-1	27	26	-1
運輸交通業 計	4	7	3	188	195 (1)	7
道路貨物運送業	3	7	4	155	160 (1)	5
商業	19	17	-2	219	204 (2)	-15
全産業	90 (2)	83	-7	1260 (11)	1191 (7)	-69

※休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

9月 は 全国 労働 衛生 週間 準備 月 間 です ！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、毎年同じ期間に実施され、今年で第68回を迎えます。平成29年度は、「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」をスローガンとして10月1日から7日までの1週間展開されます。

各事業場におかれましては、9月1日から9月30日までの衛生週間準備期間及び本週間を契機に、労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますようお願いいたします。

事業場実施事項（準備期間及び衛生週間に点検する事項）

- ① 治療と仕事の両立支援対策の推進
- ② 化学物質による健康障害防止対策の推進
- ③ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- ④ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ⑤ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- ⑥ 職場における受動喫煙防止対策の推進
- ⑦ 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底
- ⑧ 労働衛生3管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）や労働衛生教育の推進と労働衛生管理活動の活性化
- ⑨ 粉じん、騒音、振動等の作業の特性に応じた防止対策の徹底

詳細については、厚生労働省、中央労働災害防止協会のホームページで確認することができます。監督署入り口にもリーフレットを備えていますので、ご利用ください。

機械のはさまれ・巻き込まれ災害が発生しています！

管内で機械のはさまれ・巻き込まれ災害が発生しています。特に機械の調整やトラブル対応などの非常作業時に、機械の運転を停止せずに行ったため、機械が動き出してはさまれ・巻き込まれる場合がほとんどです。

非常作業を行う場合は、機械の運転を停止して安全を確認してから作業を行いましょう。また、機械を停止した時は、他の労働者が誤って起動することがないように、起動装置に鍵をかけることや表示板を取り付けることも必要です。非常時の作業手順書を整備し、労働者へ周知することも効果的です。

9月 は 健康診断実施強化月間です！！

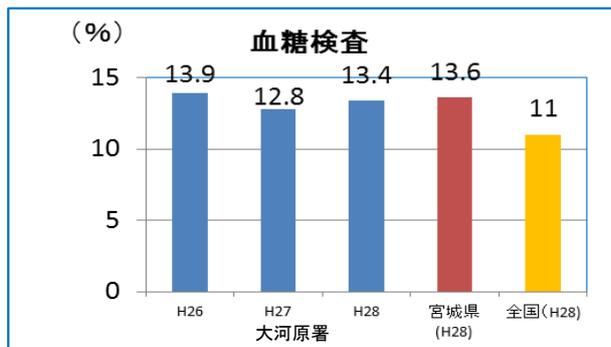
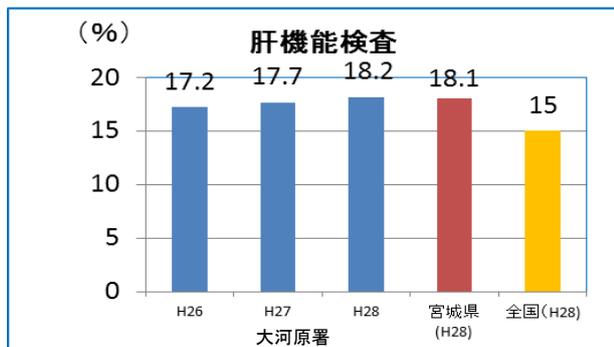
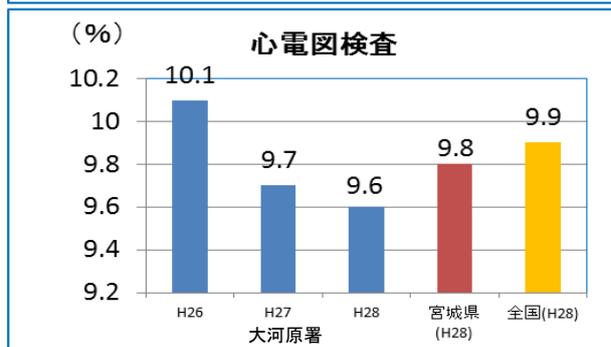
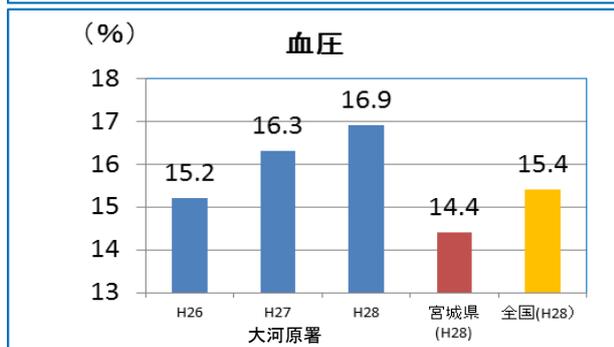
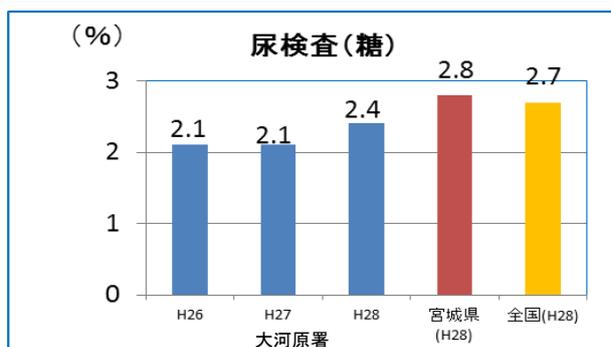
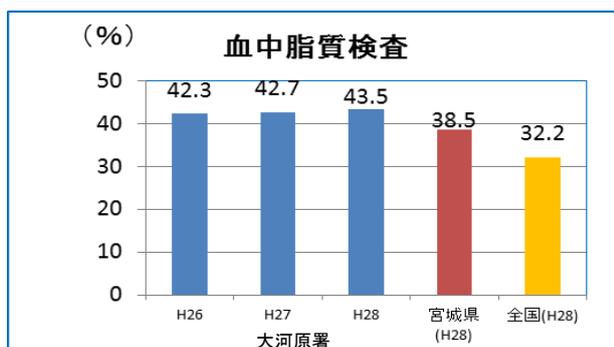
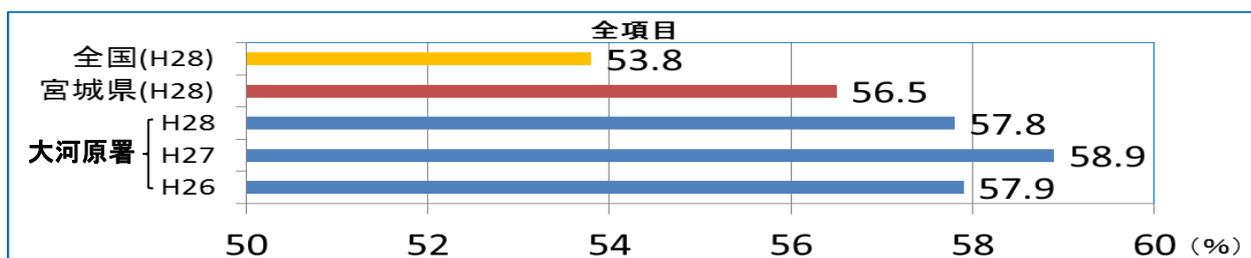
9月は健康診断実施強化月間です。大河原署管内の平成28年度の一般定期健康診断の有所見率は、57.8%と全国（53.8%）及び宮城県（56.5%）よりも高くなっています。項目別では、血中脂質検査、血圧及び肝機能検査で全国及び宮城県より有所見率が高い状況となっています。定期的な健康診断の実施により、労働者の健康確保に努めていただくようお願いいたします。

また、労働安全衛生法では、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者に対して、医師の意見を聴取し、その意見を勘案し、必要な措置を講じることとされています（法第66条の5）。

意見を聴く医師については、労働者50人以上の事業場は産業医が適当です。また産業医の選任義務がない50人未満の事業場は仙南地域産業保健センター（連絡先：0224-53-4010）を活用してください。

管内の有所見率が高い状況を踏まえて、強化月間を契機に健康診断実施体制を点検いただき、健康診断と健康診断実施後の事後措置等を適切に行っていただくようお願いいたします。

全国・宮城県内及び大河原署管内の定期健康診断における有所見率



※データは定期健康診断結果報告書を集計したものです。

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。